

こうべオレンジカフェ（認知症カフェ） 活動応援事業助成 要領

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている「こうべオレンジカフェ」の登録団体へ活動再開および継続の支援を行うことで、認知症カフェの周知を促進し、介護者の負担軽減を図り、認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進する。

2. 対象団体

神戸市社会福祉協議会（以下、市社協）が実施するこうべオレンジカフェ登録制度に登録している団体（以下、団体）。今後新規に登録する団体も対象とする。

3. 助成額

1 団体 上限 10,000円

4. 助成対象経費

1 に定める目的を達するために必要な感染症予防対策にかかる経費（消毒・体温計等）、謝礼金、交通費、備品費、消耗品費、通信運搬費、保険料、使用料、賃借料、飲食費とする。

5. 助成対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

6. 申請方法

助成を受けようとする団体は、所定の助成申請書を市社協福祉部福祉事業課へ郵送またはメールにて提出する。

7. 申請期間

令和6年11月1日から令和7年2月28日までとする。

8. 助成の決定及び通知

- (1) 助成申請書を受理した市社協は、申請内容について審査のうえ、助成の可否を決定する。
- (2) 助成の決定をしたときは別に定める助成決定通知書により団体あてに通知する。

9. 交付の方法

助成金は、助成決定後1カ月以内に団体の指定口座へ振り込む。

10. 実績報告及び助成金の精算

市社協から助成を受けた団体は、事業完了後所定の実績報告書に必要資料を添付のうえ、市社協に提出するとともに助成金を精算する。

11. 助成額の返還

市社協は、助成金を受けた団体が、次の事項に該当する場合は助成金の返還を求めることができる。

- (1) 事業が中止となった場合、又は著しく規模が縮小された場合
- (2) 助成金の目的外使用・不正使用を行なった場合
- (3) 虚偽又は不正の行為によって助成金を受給した場合